

環境保全協定 意見まとめ(修正案)

※ 本資料は、第1回環境保全協定検討委員会及び住民説明会での質疑や組合へ直接寄せられた意見を集約したものである。また、表現の都合上、編集を加えた部分がある。

※ 説明会等には、説明会のほか、電話及びメールでの表明を含む。

原文	意見反映案	検討委員会・説明会等 意見	回答等
<p>浅川清流環境組合（以下「甲」という。）と、新石自治会、新井自治会、落川上自治会、百草園団地自治会及び百草園自治会（以下「乙」という。）は、甲が日野市石田一丁目210番地の2に設置した可燃ごみ処理施設（以下「施設」という。）の環境対策について、甲が定めた公害防止基準及び施設の運営委託受託者である浅川環境テクノロジー株式会社（以下「SPC」という。）が定めた環境保全基準を踏まえ、施設の稼働による公害を防止し、周辺住民の健康と生活環境の保全を図ることを本旨として、次のとおり協定を締結する。</p>	<p>浅川清流環境組合（以下「甲」という。）と、新石自治会、新井自治会、落川上自治会、百草園団地自治会及び百草園自治会（以下「乙」という。）は、甲が日野市石田一丁目210番地の2に設置した可燃ごみ処理施設（以下「施設」という。）の環境対策について、甲が定めた公害防止基準及び施設の運営委託受託者である浅川環境テクノロジー株式会社（以下「SPC」という。）が定めた環境保全基準を踏まえ、施設の稼働による公害を防止し、周辺住民の健康と生活環境の保全を図ることを本旨として、次のとおり協定を締結する。</p>	<p><b>(説明会等)</b>  <b>(1) 「甲が定めた公害防止基準及び施設の運営委託受託者である浅川環境テクノロジー株式会社(以下「SPC」という。)が定めた環境保全基準を踏まえ、」は意味不明。</b>   <b>(2) 「施設の稼働による公害を防止し、周辺住民の健康と生活環境の保全を図ることを本旨として、」は削除し、目的として項目立てして第1条とする必要がある。また、あたりまえだからこそ、法令遵守について明記すべき。</b></p>	<p><b>(1) 運営基準検討委員会で取りまとめた「検討報告」、発注段階で既に示されている公害防止基準、令和元年5月に定めた「運転停止・再開方針」を前提条件に、運営委託受託者(SPC)が環境保全基準を定めている。やがて協定締結ができる段階になった場合に、この基準から協定に移行していけるように考えて、作成させたものであり、発注条件である。正しく伝えるために、作成元を明示したものである。</b>   <b>(2) 発注条件で、「公害防止基準、環境保全関係法令、環境影響調査等を遵守した環境保全基準を定めること。」と明示している。また、協定の目的は、削除希望の部分である。他団体の協定をベースに環境保全基準の形ができており、前文で目的を表記した。目的は変わらないので、全く別の形に変える必要はないと考えている。</b></p>
<p>(処理対象ごみ)            第1条 甲は、施設の稼働に関し、次の各号に掲げる事項を遵守する。            (1) 焼却の対象とするごみは、日野市、国分寺市及び小金井市で発生する可燃性の一般廃棄物(粗大ごみ、破碎残渣及び災害廃棄物を含む。 )、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の地域からの広域支援要請により持ち込まれるごみとする。            (2) 処理対象ごみは、分別された可燃ごみとし、焼却不適ごみ及び有害なごみは受け入れない。            (3) 甲は、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の地域からの広域支援要請によりごみを受け入れるときは、乙に事前の報告をするものとする。ただし、緊急性を伴い、事前の報告が難しい場合は、報告を事後にすることを妨げない。</p>	<p>(処理対象ごみ)            第1条 甲は、施設の稼働に関し、次の各号に掲げる事項を遵守する。            (1) 焼却の対象とするごみは、日野市、国分寺市及び小金井市で発生する可燃性の一般廃棄物(粗大ごみ、破碎残渣及び災害廃棄物を含む。 )、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の地域からの広域支援要請により持ち込まれるごみとする。            (2) 処理対象ごみは、分別された可燃ごみとし、焼却不適ごみ及び有害なごみは受け入れない。            (3) 甲は、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の地域からの広域支援要請によりごみを受け入れるときは、乙と事前の<u>協議</u>を行うものとする。ただし、緊急性を伴い、事前の<u>協議</u>が難しい場合は、報告を事後にすることを妨げない。  <u>なお、受け入れをした場合は、その結果について報告を行う。</u></p>	<p>(検討委)            (1) 災害ごみを受け入れる場合、自治会へは事前の協議等が行われるのか。また、災害ごみを置いておく仮置き場はどこになるのか。   <b>(検討委、説明会等)</b>            (2) 災害ごみの受け入れについて、事前の報告をするとあるが、どのくらいの放射線量なら受け入れるのか。事前報告ではなく、事前の協議と事後報告も必要。</p>	<p>(1) 報告して了承を得ながら進めていく。協議とほぼ同じ意味合いであったので、事前の協議と言い換える。ごみピットで受けられる範囲であり、仮置き場の想定はない。⇒<b>反映</b>             (2) 地元の了解を得て受け入れることになる。事後の報告も行うことになると思う。⇒<b>反映</b></p>

		<p>(説明会等)</p> <p>(3) 事後報告になるような緊急性の内容を教えてほしい。この但し書きは不要だと思う。</p>	<p>(3) 多摩地域ごみ処理広域支援等が考えられる。当施設で急に対応できなくなった場合は他に受け入れてもらうこともある相互支援の考え方から記載している。</p> <p>※鳥インフルエンザの対応等も想定される。</p>
<p>(環境対策)</p> <p>第2条 甲は、施設の稼働にあたり、公害防止基準値を次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 排ガスは、表1に定める排ガスの排出基準値とする。</p> <p>(2) 排水は、表2に定める下水排除基準値とする。</p> <p>(3) 騒音は、表3に定める騒音基準値とする。</p> <p>(4) 振動は、表4に定める振動基準値とする。</p> <p>(5) 悪臭は、表5に定める悪臭基準値とする。</p> <p>2 排ガスを特別の配慮対象とし、SPCに運転管理上の自主基準値を設けさせ、公害防止基準値を確実に遵守するとともに、運転管理の徹底を図る。</p> <p>3 自主基準値は次の各号によるものとし、表6に定める要監視基準値及び運転基準値とする。</p> <p>(1) 排ガスが公害防止基準値を超過しないための上限警報設定値として要監視基準値を設定する。</p> <p>(2) 要監視基準値を安定的に守るための数値として運転基準値を設定する。</p> <p>4 公害防止基準値を超過した際の当該焼却炉の運転停止及びその後の運転再開は、運転停止・再開方針（令和元年5月制定）によるものとする。</p> <p>5 SPCが作業の安全のために運転停止を必要と判断する点検・修理等で軽微なもの及びごみ処理量の調整による運転停止をした際は、必要な作業が完了後、運転再開をする。</p> <p>6 甲は、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関する基準を別途定め公表をする。</p>	<p>(環境対策)</p> <p>第2条 甲は、施設の稼働にあたり、公害防止基準値を次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 排ガスは、表1に定める排ガスの排出基準値とする。</p> <p>(2) 排水は、表2に定める下水排除基準値とする。</p> <p>(3) 騒音は、表3に定める騒音基準値とする。</p> <p>(4) 振動は、表4に定める振動基準値とする。</p> <p>(5) 悪臭は、表5に定める悪臭基準値とする。</p> <p>2 排ガスを特別の配慮対象とし、SPCに運転管理上の自主基準値を設けさせ、公害防止基準値を確実に遵守するとともに、運転管理の徹底を図る。</p> <p>3 自主基準値は次の各号によるものとし、表6に定める要監視基準値及び運転基準値とする。</p> <p>(1) 排ガスが公害防止基準値を超過しないための上限警報設定値として要監視基準値を設定する。</p> <p>(2) 要監視基準値を安定的に守るための数値として運転基準値を設定する。</p> <p>4 公害防止基準値を超過した際の当該焼却炉の運転停止及びその後の運転再開は、運転停止・再開方針（令和元年5月制定）によるものとする。</p> <p>5 SPCが作業の安全のために運転停止を必要と判断する点検・修理等で軽微なもの及びごみ処理量の調整による運転停止をした際は、必要な作業が完了後、運転再開をする。</p> <p>6 甲は、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関する基準を別途定め公表をする。</p>	<p>(説明会等)</p> <p>(1) 停止の基準について、23区やほかの多摩地域の施設を参考にして欲しい。特に水銀。24時間超過で停止は甘い。2時間で停止のところもある。法令基準では甘い。50μgで届いた法手続はおかしい。</p> <p>(2) 運転基準、要監視基準は大切だと思うが協定に入れる必要があるのか。基準を超えたときにどう対応するのかを入れるべき。</p> <p>(説明会等)</p> <p>(3) 健康診断を追加することを希望する。</p> <p>(4) 「要監視基準値」「運転基準値」を明記する意味が不明。公害防止基準値を超過しないように対応するのはあたりまえ。</p> <p>(5) 焼却炉の立ち下げの判断の違いについても、他地域の焼却場との違いがある。市民がわかるような議論が見えていない。</p>	<p>(1) 規制値に関しては法手続であるためご理解いただきたい。国の基準が甘いかはお答えしかねる。30μgとしている施設もあるが、定期測定での運用であり、より厳しい連続測定での運用を採用している当施設と考え方が異なる。</p> <p>(2) 基準については厳しい値で運用しており、省略せず明示したほうがよいのではないかと考える。対応のフローについては、既にホームページで公表している。</p> <p>(3) 武蔵野市では内科健診を昭和63年から実施している。当組合は環境影響評価を実施し「周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはない」との結論を得ているため、健康診断を盛り込んでいない。健康被害など、個別の相談は組合までお願いする。</p> <p>(4) 2項、3項および表6の削除を希望する意見のようだが、この条項があることによる弊害はないと考えているが、削除できないわけではない。</p> <p>(5) 「運転停止・再開方針」は運営基準検討委員会で議論され、令和元年5月に制定をし、公表してきた。また、運転停止再開フロー(案)は令和2年2月の市民説明会でも説明をしたものであり、ご理解をお願いしたい。</p>

<p>(環境の監視)</p> <p>第3条 甲は、SPCに施設稼働時の運転管理状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を環境保全計画として定めさせ、監視体制の徹底を図る。</p> <p>2 甲は、焼却処理に適さない可燃ごみが施設に搬入されていないか確認するため、抜き打ちによる搬入ごみの内容物検査を月4回以上実施する。</p> <p>3 乙が、施設び施設敷地内への立ち入りを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。</p> <p>4 施設の稼働における事象で学識経験者の見解を得て対応することが望ましい内容について検討することを目的として、甲に専門の委員会を設置する。</p>	<p>(環境の監視)</p> <p>第3条 甲は、SPCに施設稼働時の運転管理状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を環境保全計画として定めさせ、監視体制の徹底を図る。</p> <p>2 甲は、焼却処理に適さない可燃ごみが施設に搬入されていないか確認するため、抜き打ちによる搬入ごみの内容物検査を月4回以上実施する。</p> <p>3 乙が、施設び施設敷地内への立ち入りを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。</p> <p>4 施設の稼働における事象で学識経験者の見解を得て対応することが望ましい内容について検討することを目的として、甲に専門の委員会を設置する。</p>	<p>(説明会等)</p> <p>(1) 協定第3条(環境の監視)で「環境保全計画を定め」とあるが、計画の説明がなかった。排出基準はあるが環境基準の話がない。明らかにしてほしい。意見を聞いてほしい。水銀の基準値が発注当初厳しかったといっても50<math>\mu</math>gでは意味がない。施行日以降に規定された30<math>\mu</math>gにするべき。</p> <p>(2) <b>業務に支障という表現は曖昧。</b></p> <p>(3) <b>「地域住民の健康被害の防止及び施設の運転を監視するために、地域住民、専門家(公衆衛生学、医療関係者)を構成員とする専門委員会を設置する。」とすべき。</b></p> <p>(4) <b>旧可燃ごみ処理施設の解体について明記すべき。</b></p> <p>(5) <b>「専門委員会の構成及び所掌事項については別途定める。」を追加。</b></p>	<p>(1) 法令の基準についてはご理解願う。保全計画は運営会社の方で定める計画で測定項目や測定頻度などの計画となる。その主だった測定結果は、ホームページで維持管理情報等として公表している。細かな内容は、今後QAなどで示せればと思う。</p> <p>※ 環境保全計画参照</p> <p>(2) <b>24時間365日、いかなる場合も可能ということではないためこのような表現としたもの。</b></p> <p>(3) <b>当組合は環境影響評価を実施し「周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはない」との結論を得ている。その状態を維持することなどを目的とするため、公衆衛生学や医療関係者を委員とするのではなく、廃棄物に関する専門家を想定としたものである。なお、健康被害等については個別で対応をするので、相談は組合までお願いする。</b></p> <p>(4) <b>日野市所掌のため、入れていない。</b></p> <p>(5) <b>別途定め、要綱設置することを想定しているが、この案文では明示していない。</b></p>
<p>(情報の発信)</p> <p>第4条 甲は、施設の維持管理に関する情報等をクリーンセンター連絡協議会等で乙に報告をする。</p> <p>2 甲は、施設の維持管理に関する情報等を甲またはSPCのホームページで公表をする。</p> <p>3 施設の運転時における排ガスの数値は、施設の屋内及び屋外(新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センター近傍)の表示設備へ表示するとともにSPCのホームページで公表をする。</p> <p>4 乙は、必要に応じ、専門的知見を有するものがクリーンセンター連絡協議会にオブザーバーとして参加することを甲に要請することができる。</p>	<p>(情報の発信)</p> <p>第4条 甲は、施設の維持管理に関する情報等をクリーンセンター連絡協議会等で乙に報告をする。</p> <p>2 甲は、施設の維持管理に関する情報等を甲またはSPCのホームページで公表をする。</p> <p>3 施設の運転時における排ガスの数値は、施設の屋内及び屋外(新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センター近傍)の表示設備へ表示するとともにSPCのホームページで公表をする。</p> <p>4 乙は、必要に応じ、専門的知見を有するものがクリーンセンター連絡協議会にオブザーバーとして参加することを甲に<b>要求</b>することができる。</p>	<p>(説明会等)</p> <p>(1) <b>「甲またはSPCのホームページで公表をする。」は甲が責任をもって公表すべき。また、ホームページにアクセスできない市民がいるため、市役所、広報紙にも公表すべき。</b></p>	<p>(1) <b>組合のホームページでは制限があり表示できないものがあるが、SPCのページであれば表示ができる。SPCと協議の中で、どちらのページで情報発信するかを整理した結果であり、当然、組合の責任の下、公表している。なお、情報量、内容から市役所掲示板や各市広報紙への掲載は現実的な方法と言えない。</b></p>

		<p>(2) 「表示設備へ表示するとともにSPCのホームページで公表をする。」も同様。</p> <p>(3) 「オブザーバーとして参加することを甲に要請することができる。」は甲と乙は対等なので、「通告できる。」にすべき。</p> <p>(4) 2項、3項のSPCという記載は、甲の主体性が感じられない。組合が責任をもって一元的に発信すべき。</p>	<p>(2) 上記(1)同様である。なお、公害防止情報表示盤は、日野市内3か所に設置している。同一の内容はSPCホームページにて公表しているので、常時閲覧できる。</p> <p>(3) ご意見のとおり、対等の関係です。条文の主旨より「通告」はなじまないため、「要求」という言葉に置き換えるのが妥当と考える。⇒反映</p> <p>(4) 上記(1)で説明したとおりの背景がある。しかしながら現在の組合ホームページでは一元的とは言えない部分もある。よりわかりやすくなるよう、SPCの維持管理情報や運転情報のページに飛びやすくするなどの工夫をしていく。</p>
<p>(車両対策)</p> <p>第5条 甲は、施設に搬出入するごみ収集車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう構成市に要望する。</p> <p>(1) ごみ収集車両の走行に関するルールの確認等、定期的に講習会を実施し、交通安全を確保する。</p> <p>(2) ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。</p> <p>(3) ごみ運搬車両は、通行証を見やすい位置に明示する。</p> <p>(4) ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るよう努める。</p> <p>2 ごみ収集車両の走行経路は、国道20号線から北川原公園等を経由して日野市道C2号線を走行する経路を原則とする。</p> <p>3 甲への通勤車両、連絡車両、維持管理車両及び緊急車両の走行経路は北川原公園等を経由しない走行経路を原則とする。</p> <p>4 ごみ収集車両等の走行経路が前2項によることができない場合、乙と協議の上、あらかじめ走行経路を定めることができる。</p>	<p>(車両対策)</p> <p>第5条 甲は、施設に搬出入するごみ収集車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう構成市に要望する。</p> <p>(1) ごみ収集車両の走行に関するルールの確認等、定期的に講習会を実施し、交通安全を確保する。</p> <p>(2) ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。</p> <p>(3) ごみ運搬車両は、通行証を見やすい位置に明示する。</p> <p>(4) ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るよう努める。</p> <p>2 ごみ収集車両の走行経路は、国道20号線から北川原公園等を経由して日野市道C2号線を走行する経路を原則とする。</p> <p>3 甲への通勤車両、連絡車両、維持管理車両及び緊急車両の走行経路は北川原公園等を経由しない走行経路を原則とする。</p> <p>4 ごみ収集車両等の走行経路が前2項によることができない場合、乙と協議の上、あらかじめ走行経路を定めることができる。</p>	<p>(説明会等)</p> <p>(1) 北川原公園を走行できない場合について、北川原公園やC2号の工事で走行ができなくなることを想定したという説明はおかしい。また、北川原を走行できない場合の具体例は何か。</p> <p>(2) 北川原公園以外を走行する場合に協議のうえとあるが、今回の裁判で通行できないことを前提にしたのではないのか。何を想定しているのか。条項の存在がおかしい。</p> <p>(3) 収集車両の走行ルートを原則、北川原公園とすることは、裁判で市の意見は否定され、異論を唱える側が全面勝訴した。それなのにこの2項があるのは認めがたい。</p>	<p>(1) 現実的に公園や道路の工事はあり得る。また、当施設への見学バス、当施設の修繕などで必要となる大型の車両、走行時間やルートが指定される特殊車両などが考えられる。事前にお知らせや取り決めをしておいた方がよいことを協議するための規定である。</p> <p>(2) この条項は、裁判と関係なく設けたもの。他団体の協定を参考とし、原則的に北川原公園を走行ルートとすることを明示した。別のルートとは、北川原公園やC2号の走行が工事等できなくなることを想定したもので、その際は事前協議をすることになる。</p> <p>(3) 一般的に他団体の協定にも、同様の規定があるので、標準的に盛り込んだ。</p>



		<p>(4) 現状では違法との司法判断が確定しているため2項は削除。</p> <p>(5) 同理由で、3項も削除。</p> <p>(6) 「甲は施設に搬出入する車両の交通ルート<sup>1</sup>の安全対策について、組織市等と必要に応じ協議するものとする。」を追加する。</p> <p>(7) 「甲は施設に搬出入する車両に起因して一般道路において頻繁に交通渋滞、交通事故等が起きないように車両出入口等に交通整理員を配置するものとする。」を追加する。</p>	<p>(4)(5)(6)(7) 上記(2)のとおりとなる。また、地元要望によりこのルートになったと認識しているため、明示した方が良いと思い、このように表現にしたが、この条項があることで、誤解を招くのであれば削除や大幅な変更をすることも検討する。</p>
<p>(周辺環境対策)</p> <p>第6条 甲は、周辺環境を清潔に維持するため、施設から国道20号線間の道路等の定期清掃を年2回以上行う。</p> <p>2 甲は、施設敷地内及び周辺の搬出入路の清掃を行う。また、消毒等は、必要に応じて措置する。</p>	<p>(周辺環境対策)</p> <p>第6条 甲は、周辺環境を清潔に維持するため、施設から国道20号線間の道路等の定期清掃を年2回以上行う。</p> <p>2 甲は、施設敷地内及び周辺の搬出入路の清掃を行う。また、消毒等は、必要に応じて措置する。</p>		
<p>(苦情処理)</p> <p>第7条 甲は、施設の稼働に関し、周辺住民が被害を受け、当該住民又は乙から苦情の申し出や要望があった場合は、補償等を含め、誠意をもって解決に当たるものとする。</p> <p>2 甲は、前項の対応手順等について、別途定める。</p> <p>3 甲は、前項の規定により対応した内容をホームページ等に公表する。</p> <p>4 甲は、第2項の規定により対応した内容を乙に報告をするものとする。</p>	<p>(苦情処理)</p> <p>第7条 甲は、施設の稼働に関し、周辺住民が被害を受け、当該住民又は乙から苦情の申し出や要望があった場合は、補償等を含め、誠意をもって解決に当たるものとする。<u>なお、補償の内容等については、<b>甲乙協議のうえ決定するものとする。</b></u></p> <p>2 甲は、前項の対応手順等について、別途定める。</p> <p>3 甲は、前項の規定により対応した内容をホームページ等に公表する。</p> <p>4 甲は、第2項の規定により対応した内容を乙に報告をするものとする。</p>	<p>(検討委)</p> <p>(1) 補償等の重要事項につき、双方合意を前提とする旨を入れたらどうか。</p> <p><b>(説明会等)</b></p> <p>(2) 苦情と被害は別物ではないか。苦情にはこう対応する、被害にはこう対応すると分けるべきだ。</p> <p>(3) 対応手順を示すべき。</p> <p>(4) 健康被害が出たらどこに訴えたらいいのか。</p> <p>(5) 別途、定める対応手順を2/6開催の検討委員会で示すとのことだが、それはおかしい。住民と一緒に考えて定めるべきではないか。</p>	<p>(1) 対応手順は、フォーマットとして示すが、双方合意の前提については本文に明記する。⇒反映</p> <p>(2) 意見として伺う。しかしながら、根底に被害があり対応すべきものが苦情。単なる要望とは別のものと考えているため、このような表現とした。</p> <p>(3) 次回検討委員会で示す。</p> <p>(4) 浅川清流環境組合となる。</p> <p>(5) 他団体を例に作成を考えており、細かなものではなく、苦情対応の受付用紙のフォーマットなどを定めるものと考えている。</p> <p>※ 苦情等対応手順参照</p>

		<p>(6) 被害を項目立てする必要がある。</p> <p>1項「甲は、施設へのごみ搬出入並びに施設の設置及び稼働に起因し、甲の責に帰すべき事由により地域住民に被害を及ぼした場合には、誠意をもってその補償を行うものとする。」</p> <p>2項「甲は地域住民に健康被害が生じた場合は、専門委員会及び関係機関の意見を最大限尊重し、誠意をもって解決を図るものとする。」</p>	<p>(6) 上記(1)のとおりとし、意見の主旨に対応した。なお、意見として提示された表現は他団体の表現を引用したものと思われるが、当組合の表現でご理解をいただきたい。</p>
<p>(環境保全協定の期限)</p> <p>第8条 この協定は、甲乙異議のない場合は、甲の施設廃止時点まで継続するものとする。</p>	<p>(環境保全協定の期限)</p> <p>第8条 この協定は、甲乙異議のない場合は、甲の施設廃止時点まで継続するものとする。</p>		
<p>(協議)</p> <p>第9条 本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により変更すべき事項が生じたとき、又は本協定に定めのない事項及び改訂の必要が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。</p>	<p>(協議)</p> <p>第9条 本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により変更すべき事項が生じたとき、又は本協定に定めのない事項及び改訂の必要が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。</p>		
<p>附 則</p> <p>この協定は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この協定は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>(説明会等)</p> <p>(1) 協定の効力の条文を追加する。</p> <p>1項「本協定の効力は、乙の自治会員のみにならず、非(未)自治会員である地域住民にも及ぶものとする。ただし、この地域以外において施設の設置及び稼働に起因する影響があった場合は、甲は協定に準じ対応するものとする。」</p>	<p>(1) 他団体でそのような条項を入れているところもあることは認識しているが、提示した案では入れていない。被害等があれば、当然、対応を行うが、市民ひとりひとりとの協定というのは難しい。協定の締結は地元を代表される方たちと考え、自治会としている。検討委員会での議論の中で、必要ならば明示することもあり得る。</p>

公表基準 意見まとめ

原文	意見反映案	検討委員会・説明会等 意見	回答等
<p>本基準は、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設（以下「組合」という。）において、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関する基準を明確にするために定めるものである。</p>	<p>本基準は、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設（以下「組合」という。）において、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関する基準を明確にするために定めるものである。</p>		
<p>1. 公表の対象</p> <p>本基準で定める公表対象の情報は、可燃ごみ処理施設の運転に関する情報のうち、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関するものとする。</p>	<p>1. 公表の対象</p> <p>本基準で定める公表対象の情報は、可燃ごみ処理施設の運転に関する情報のうち、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関するものとする。</p>		
<p>2. 公表の基準</p> <p>以下に掲げる非常事態が発生した場合、公表をする。</p> <p>(1) ボイラ閉塞及び破孔などによりボイラ液面が異常値に達した場合</p> <p>(2) 計装空気圧力に異常がみられ自動制御が機能しないおそれのある場合</p> <p>(3) ろ過式集じん器で計測される排ガス温度に異常がみられる場合</p> <p>(4) 誘引通風機が停止し、ごみの焼却が出来ない場合</p> <p>(5) ①電力会社等から買う電気、②焼却熱により自家発電した電気、③非常用発電機により自家発電した電気のいずれの供給もできなくなった場合</p> <p>(6) 組合に設置されている感知器で震度6弱相当の地震を検知した場合</p> <p>(7) 深さ3m以上の浸水が見込まれる場合</p> <p>(8) 排ガスの1時間平均値が24時間連続で公害防止基準値を超過した場合</p> <p>(9) 法定の定期測定において、基準値を超過した場合</p>	<p>2. 公表の基準</p> <p>以下に掲げる非常事態が発生した場合、公表をする。</p> <p>(1) ボイラ閉塞及び破孔などによりボイラ液面が異常値に達した場合</p> <p>(2) 計装空気圧力に異常がみられ自動制御が機能しないおそれのある場合</p> <p>(3) ろ過式集じん器で計測される排ガス温度に異常がみられる場合</p> <p>(4) 誘引通風機が停止し、ごみの焼却が出来ない場合</p> <p>(5) <u>①電力会社等から買う電気、②焼却熱により自家発電した電気、③非常用発電機により自家発電した電気</u>のいずれの供給もできなくなった場合</p> <p>(6) 組合に設置されている感知器で震度6弱相当の地震を検知した場合</p> <p>(7) 深さ3m以上の浸水が見込まれる場合</p> <p>(8) 排ガスの1時間平均値が24時間連続で公害防止基準値を超過した場合</p> <p>(9) 法定の<u>定期測定</u>において、基準値を超過した場合</p>	<p>(検討委)</p> <p>(1) 公表基準案で、3種の電源やバッチ測定とは何か。わかりやすい表現にして欲しい。</p>	<p>(1) 具体的なイメージが見たときに分かりやすい表記を行う。</p> <p>⇒反映</p>

<p>(10) 上記の(1)から(9)による緊急停止後、運転を再開する場合</p> <p>(11) その他、管理者が必要と認めた場合</p>	<p>(10) 上記の(1)から(9)による緊急停止後、運転を再開する場合</p> <p>(11) その他、管理者が必要と認めた場合</p>		
<p>3. 公表内容</p> <p>公表するものにあつては、以下の内容とする。</p> <p>(1) 概要（日時、状況、経過等）</p> <p>(2) 原因の考察と改善策</p> <p>(3) その他、必要と思われる事項</p>	<p>3. 公表内容</p> <p>公表するものにあつては、以下の内容とする。</p> <p>(1) 概要（日時、状況、経過等）</p> <p>(2) 原因の考察と改善策</p> <p>(3) その他、必要と思われる事項</p>		
<p>4. 公表の方法</p> <p>公表するものにあつては、原則、以下の方法によるものとする。</p> <p>(1) クリーンセンター連絡協議会への通知</p> <p>(2) 地元自治会への通知</p> <p>(3) 組合ホームページへの掲載</p> <p>(4) 組合ニュース等への掲載</p>	<p>4. 公表の方法</p> <p>公表するものにあつては、原則、以下の方法によるものとする。</p> <p>(1) クリーンセンター連絡協議会への通知</p> <p>(2) 地元自治会への通知</p> <p>(3) 組合ホームページへの掲載</p> <p>(4) 組合ニュース等への掲載</p>		
<p>5. 公表の時期</p> <p>公表するものにあつては、事由の発生後できるだけ速やかに公表するものとする。</p>	<p>5. 公表の時期</p> <p>公表するものにあつては、事由の発生後できるだけ速やかに公表するものとする。</p>	<p>(検討委)</p> <p>(1) 公表基準に何を定めれば早く公表できるのか。日数ではなく、「速やかに」の表現が良いと思う。</p>	<p>(1) 公表の日数等について、出来るだけ速やかな公表を目指すための表現としてご理解いただきたい。</p>
<p>6. 公表に当たっての留意事項</p> <p>公表を行う場合は、関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合など、公表することが適当でないと認められる場合は、1及び2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。</p>	<p>6. 公表に当たっての留意事項</p> <p>公表を行う場合は、関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合など、公表することが適当でないと認められる場合は、1及び2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。</p>	<p>(説明会等)</p> <p>(1) プライバシーは大切だが、住民の権利を考えると全て公表すべき。住民の健康被害を考えて対応すべき。この条項をどうしても入れるなら公表内容を協議にすべき。</p> <p>(2) 「関係者」とはだれか？</p> <p>(3) このような公表基準や留意事項は、情報公開に逆行する。再検討を求める。</p>	<p>(1) この条項は個人情報保護条例や情報公開の手続と同じ考え方を示したものである。できるかぎり公表していく。</p> <p>(2) 日立造船、浅川環境テクノロジーを含み、当施設に関連する企業及び個人などを想定している。</p> <p>(3) 上記(1)のとおり、個人情報保護条例と情報公開条例の主旨を反映するために表現を一部引用した。ご理解をお願いしたい。</p>
<p>7. その他</p> <p>この基準に定めのない事項は、管理者が別に定める。</p>	<p>7. その他</p> <p>この基準に定めのない事項は、管理者が別に定める。</p>		



その他 意見まとめ

	意見	回答等
情報公開・説明会開催など	(検討委) 情報公開について、今は市民が能動的に情報を入手しないとわからない。今後はどう伝えていくのか。他自治体の状況は。	(組合) 公害防止情報についてホームページや近隣の公園等では表示板により表示している。啓発については、ホームページだけでなく構成3市(日野・国分寺・小金井)の市報を利用したり、地元へはクリーンセンターだよりを使っている。他自治体の状況は地元との協議の上、周知の方法を決めている。
	(検討委) 議事録は作成するのか。公表するのか。	(組合) 作成する。委員長・副委員長の内容確認後、委員にポスティングの予定。検討委員会の資料と合わせて、組合ホームページに公表する予定。
	(検討委) コロナで自治会の総会開催が難しいがどうすればよいか。	(組合) 自治会により意思決定の手続きが異なると思うので、各自治会個別に協定を締結したい。自治会員への説明については組合に相談してほしい。
	(説明会等) 説明会のPR不足。急な開催だ。	(組合) 11/21に検討委員会を開き、そこで出た住民説明会の要望に応えたもの。今回は、クリーンセンターだよりで周知した。今回出された意見を反映した案を2/6開催の検討委員会で議論する予定。今回の説明会については、資料、要点録の公開等も考えている。
	(説明会等) 自治会単位で説明をしてほしい。組合は交通不便なので説明を聞きに行けない。	(組合) 組長会などで説明が必要であれば説明に伺う。自治会を通じ、組合までご相談をお願いします。コロナもあるので動画公表できないか模索している。
	(説明会等) お知らせはクリーンセンターだよりのみか。市民全体のものになっていない。市民の健康と環境のためにやっているものをすぐに終わってしまうのか。これでおしまいか。もっと説明会をやってほしい。いつどこで何回やるのか。	(組合) コロナもあるから、動画で説明する方法も考えている。地元自治会から依頼があれば伺う。今後、説明会を開催するかどうかは、この場では答えられない。意見として伺う。
	(説明会等) 自治会の会長は毎年のように変わる。自治会長が責任をとれるのか。理解できるのか。自治会長にもレベルの差がある。対自治会の協定でやるのは厳しいのではないか。環境整備費は500mを超えて使っている。一部の人でやるのではなく、市民がどこでも参加できる説明会が必要ではないか。住民自治を念頭に置いて働いてほしい。	(組合) 責任は会長が追うものではない、組合が負う。他意見として伺う。
	(説明会等) みんなが参加しやすい場所で何度も説明会を開いてほしい。報告と協議が柱、健康、環境守るために何度もやってほしい。協定第3条(環境の監視)第4項の専門委員会設置だが、学識だけではだめ。市民を含めた監視体制として、そこに各市も参加した委員会の設置を希望する。	(組合) 意見として伺う。
(説明会等) (1) 要望がなくても住民説明会を要望する。 (2) 日野市では地域別の住民説明会開催を要望する。 (3) 国分寺市・小金井市でも公聴会、説明会、パブリックコメントを募るなどして情報を共有化し市民の参加と協働を推進してください。	(組合)(1)(2)(3) 今後についてはまだ詳細は決まっていない。検討委員会の今後と合わせ、検討していく。	
水銀	(検討委) 水銀混入防止の啓発として何か行っているのか。	(日野市) 構成3市で水銀回収キャンペーンを行っており、今後も継続的に行いたい。また、来年以降施設の一般公開も行うのでその中でも啓発活動を行っていく。
	(検討委) なぜ、水銀が活性炭で除去できるのか。また、水銀超過の事例は、最近では他団体ではあるのか。	(組合) 活性炭に吸着させ除去ができる。また、他団体の事例は、数年間さかのぼればある。

裁 判	(検討委) ごみ収集車搬入路の裁判について自治会員にどのように説明すればいいか。また、搬入路の裁判結果について搬入路が通れないという結果が出たがこのままでよいのか。	(日野市・組合) 現状搬入路は通行できている状況である。今回の裁判判決は「市が市長個人に返還請求せよ」というもの。協定(案)の条文に、搬入路が通行できなくなった場合について記載しているが、そのような場合は事前にご相談させていただきたい。
	(説明会等) 11/21 開催の検討委員会での要点録は内容がおかしい。北川原公園の裁判では日野市が敗訴し、通ってはならないところを通っている。控訴の理由は何か。	(日野市) 11/12 判決の公金支出差止請求は、約2億5千万円を市が大坪市長個人に請求せよとのもの。詳細は裁判戦略に関わるので控訴理由など、発言は控える。今回、市の主張が通らなかったが、通行の差止めではない。
	(説明会等) 法令違反でも、通行差止めでないから通行可能というのはおかしい。上告するから通行できるのか。座り込みをやれば止めるのか。	(日野市) 裁判は継続されるので詳細な説明ができないが、ご理解願う。
	(説明会等) 収集車の走行ルートは、裁判で負けたのに北川原公園を通行するのか。	(組合) 原則の走行ルートを北川原公園としたもので、本条項は裁判とは関係ない定めた規定。なお、判決は通行差し止めではない。
そ の 他	(検討委) すでに環境保全基準があるのに環境保全協定を締結する理由は、また、施設の停止再開方針があつてなぜさらに公表基準を定めるのか。	(組合) 令和2年2月に開催した、施設の本格稼働に向けた説明会で協定締結の意見を受け、管理者も含めて検討し、協定を締結することとして進めてきた。 公表基準については、実際に運営し不明瞭な部分があり、これを明確にするために公表基準を定めるものである。
	(検討委) 環境基準超過時の対応フロー(2020年3月作成)を参考資料に加えてほしい。	(組合) 各委員にポスティングさせていただく。
	(説明会等) 自治会未加入者が多いが、日野市はどう考えているのか。	(日野市) 未加入者が多いのは認識している。
	(説明会等) 周辺自治会のみ協議ではダメ。自治会未加入者の意見が入らない。未加入者も検討委員会に入れてほしい。未加入者も入れた検討会を作ってほしい。	(組合) 市民ひとりひとりとの協定というのは難しい。協定の締結は地元を代表される方たちと考え、自治会としている。そのため、委員会には自治会の方をお願いした。しかしながら、広く説明会をという要望があり、本日の説明会開催の運びとなった。委員会に入っていない場合でも、本日のような意見を承る場を設けたほか、組合に直接言うこともできるので、ご意見の際は、組合までお願いする。組合ホームページでもお知らせする。今後は、意見を集約し、2/6の検討委員会で報告し、議論をしていく。
	(説明会等) 計画当初、ダイオキシン調査を行っていくと市は回答しているがどうなっているのか。	(組合) 測定の要望があったので、新井公園の東側で調査を行った。結果に問題はなかった
	(説明会等) 地元外の他のエリアは蚊帳の外。説明会は3km圏内を対象にすべきではないか。全市域に協定が結ばれることを周知すべき。自治会組織率は50%と低い。	(組合) 半径500mを地元範囲としている。かつて、新石と新井からなる地元対策委員会と意見交換してきたが、新たに百草園、百草園団地、落川上を加えて地元5自治会とし、ここを第一に考えている。また、協定の周知について、年度末に発行の組合ニュースでもお知らせをしていく。
	(説明会等) 住民が納得するまで話し込む必要がある。時間をかけてやるべき。	(組合) 地元自治会以外の方も意見できる。その際は、組合までお願いする。出された意見を集約し、反映できるものを反映し、2/6開催の検討委員会で議論をしていく。
	(説明会等) 周辺の健康、環境を守るのは5自治会だけでいいのか。煙突が高くなったから遠くまで届くのではないのか。百草園駅で臭気を感じる。夜に体調が悪くなる。説明が丁寧でない。表示盤の3か所は少ない。もっとたくさん表示してほしい。ホームページに掲載ではなく、掲示板に貼ったりしてほしい。	(組合) 被害の相談は組合へ連絡を。その他、意見として伺う。
(説明会等) 公園内をごみ収集車が通るのはおかしい。	(組合) 意見として伺う。	